

第
4401
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 1月16日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成23年度税制改正の積み残し

Q：平成23年度の税制改正案に上がっていたもののうち改正にならなかったものがあるようですが、どんなものがあるのですか？

A：次のようなものが、改正になりませんでした。

【解説】

平成23年度の税制改正案は、いわゆるねじれによって、一部しか改正にならず、残されたものについては、今年度を実施されるものと、今後の抜本改革の中に取り込まれ、再度検討するものに区分されました。

①今年度の税制改正で改正されるもの

今年度の税制改正で改正されるものには、次のようなものがあります。

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・勤続年数5年以下の役員退職金課税の見直し

②再度見直し

次の改正案は、社会保障と税の一体改革の中で見直すこととされました。

- ・成年扶養控除の見直し
- ・相続税の基礎控除の引下げと税率の見直し
- ・相続税の死亡保険金の非課税限度額
- ・相続税の未成年者控除等
- ・一般贈与の贈与税率の見直し
- ・直系尊属からの贈与の贈与税率の見直し
- ・相続時精算課税制度の対象の見直し

